

## 「遊佐町上水道事業経営健全化計画」の策定について

今年度、国では地方公共団体の公債費負担対策の一環として、「公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」を策定しました。これは、地方公共団体（一部事務組合を含む）の抱える負債のうち、国（旧資金運用部資金、旧公営企業金融公庫資金、旧簡易生命保険資金）から借金している分について、今回に限り繰上償還した場合、補償金を免除するというものです。つまり、繰上償還にかかる利子を今回に限り免除するというものです。但し、今回対象となる金利は、5%以上のもので、地方公共団体の公債費にかかる比重の大きいものに限られています。

当町でも、該当する借金のうち、上水道事業にかかる2本の起債を平成20年3月に繰上償還をする予定です。繰上償還額は41,448千円で5,796千円の利子が軽減されます。

このため、繰上償還の条件として、「遊佐町上水道事業経営健全化計画」を策定する必要があり、別紙のとおり経営健全化計画を策定し、平成19年12月22日に総務大臣の承認を得ております。

今後も上水道事業の経営改善に取り組んでまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。